児童扶養手当のてびき

2024年4月改訂



児童の健やかな成長を願って

ひとり親家庭になる理由は様々ですが、課題を抱え、 ひとり親が、一人で仕事や家事を担いながら安定して、 子育てをすることはとても大変なことです。

そこで、父または母と生計をともにしていない児童を養育するひとり親家庭の父または母や、父母にかわってその児童を養育している人に、児童との生活の安定と自立を促進し、児童が健やかに成長していけるように、児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭を応援しています。



1. 対象となる児童及び申請者

(1)次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(政令で定める中度以上の障害の状態にある場合は20歳に達する日の前日まで)の児童(以下「児童」という)について、その児童を監護している母、その児童を監護し生計を同じくする父、父母にかわって児童を養育している養育者に支給されます(養育者が複数いるときは、その家庭の生計の中心となっている人が申請者となります)。

※監護・・・監督し保護すること

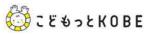
※養育・・・児童と同居し、監護し、生計を維持していること

「対象となる児童]

- ・父母が婚姻(内縁関係を含む)を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が政令で定める重度障害の状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童
- ・棄児など父母が明らかでない児童



- (2) ただし、次のいずれかにあてはまるときは手当を支給できません。
- ・手当を受けようとする者(母、父または養育者。以下「申請者」という)もしく は児童が、日本国内に住所がない場合。
- ・児童が里親に委託されている場合。
- ・児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く)等に入所している場合。
- ・児童が父または母の配偶者(戸籍上婚姻関係になくても、事実上婚姻関係と同様の状態にある者を含む)に養育されている場合。ただし、配偶者が政令で定める 重度障害の状態にあるときを除く。
- ・申請者が母のとき、または父母にかわって児童を養育している養育者のときは、 児童が父と生計を同じくしている場合。ただし、父が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。
- ・申請者が父のときは、児童が母と生計を同じくしている場合。ただし、母が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。



2. 所得制限限度額について

この手当は、申請者の所得(養育費を含む)及び生計を共にする扶養義務者等(申請者の配偶者、生計同一の直系血族及び兄弟姉妹)の所得により支給額が決まります。

また、扶養義務者等の所得が制限額以上の場合は支給停止となります。

- ※所得は合算ではなく、申請者・扶養義務者等のそれぞれの所得で判定します。
- ※児童扶養手当の年度は11月~翌年10月となります。
- 例) 申請が令和6年4~9月の場合は、令和5年度所得(令和4年1~12月の所得・養育費)、 令和6年10月~令和7年3月の場合は、令和6年度所得(令和5年1~12月の所得・養育費)で 支給額を計算します。

児童扶養手当上の所得額=(前年の総所得金額+養育費の8割)-下記の控除額

- ○控除額 ※損益通算・繰越控除・分離課税などがある場合は、計算方法が異なることがあります。
 - 基礎控除への振替・・・・・10万円(給与所得及び公的年金等所得の合計 が10万円未満の場合はその額)
 - 一律控除・・・・・・・8万円
 - 障害者控除・・・・・・・1人につき27万円
 - 特別障害者控除・・・・・1人につき40万円
 - 勤労学生控除・・・・・・27万円
 - 医療費控除、雑損控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除

・・・実額

- ひとり親控除・・・・・・35万円 ∫ の場合は控除しない

◎所得制限限度額表

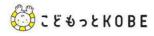
下表の所得ベースの金額に応じて、手当額が決定されます。

※令和6年11月分(令和7年1月支給)より、所得制限限度額の変更が予定されています。

扶養		申詞	扶養義務者等 (金額:未満)			
親族等	全部支給(金額:未満)				一部支給(金額:未満)	
の数	収入ベース(参考)	所得ベース	収入ベース(参考)	所得ベース	収入ベース(参考)	所得ベース
0人	122 万円	49 万円	311.4万円	192 万円	372.5 万円	236 万円
1人	160 万円	87 万円	365 万円	230 万円	420 万円	274 万円
2人	215.7万円	125 万円	412.5 万円	268 万円	467.5 万円	312 万円
3人	270 万円	163 万円	460 万円	306 万円	515 万円	350 万円
4 人	324.3 万円	201 万円	507.5 万円	344 万円	562.5 万円	388 万円
5人	376.3 万円	239 万円	555 万円	382 万円	610 万円	426 万円

※所得額・扶養親族等の数は、原則、住民税課税台帳上のものによります。扶養親族等でない児童を前年の12月31日に生計維持していた場合は、申立の上、扶養親族等数に含めることができる場合があります。

※収入ベースの金額については、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した金額であり、その他の所得では金額が異なる場合があります。



◎所得制限限度額への加算

(申請者)

- ・同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)、老人扶養親族・・1人につき10万円
- 特定扶養親族(19歳~22歳)・・・・・・・・・1人につき15万円
- ・16歳~18歳までで申立書がある扶養親族・・・・・・ 1人につき15万円

(扶養義務者等)

・老人扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1人につき6万円 (老人扶養親族のほかに扶養親族等がいない場合は1人を除く)

3. 手当額(月額)(令和6年4月分から)

手当額は、消費者物価指数の変動等に応じて改定されます(物価スライド制)。

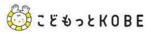
児童数	全部支給額	一部支給額・計算式		
1人目	45, 500 円	45,490円~10,740円(所得に応じて決定されます。)		
1 7 1		45, 490 円一(本人の所得額一所得制限限度額)×0. 0243007		
2人目加算額	10, 750 円	10,740円~5,380円(所得に応じて決定されます。)		
2 八日加昇領		10, 740 円一(本人の所得額一所得制限限度額)×0. 0037483		
3人目以降加算額	6, 450 円	6,440円~3.230円(所得に応じて決定されます。)		
(1人につき)		6,440 円一(本人の所得額一所得制限限度額)×0.00224 ² 8 d		

- ※1 所得制限額・・・3ページの所得制限限度額表の「申請者の全部支給の所得ベースの欄の額」
- ※2 端数処理・・・・10円未満四捨五入
- ※3 令和6年11月分(令和7年1月支給)より、3人目以降の加算額の引き上げが予定されています。

◎申請者や児童が公的年金等を受給しているとき

児童扶養手当額が年金額より多い場合に、児童扶養手当額と年金額との差額のみが 支給されます。詳細は、神戸市ホームページからご確認いただけます。





4. 申請・支給の方法

◎申請に必要な書類の確認

申請者の状況によって提出いただく書類がかわりますので、お住まいの区の区役所・北須磨支所に来所またはお電話のうえ、児童扶養手当担当にご確認ください。

◎申請

必ず申請者ご本人が来所して手続きしてください。

提出された必要書類を順次審査し、認定後、決定通知を送付します。

書類に不備等がない場合でも決定通知の送付まで3か月程度かかります。

審査中に、書類の内容について改めて質問させていただくことがあります。

また、内容の訂正が必要な場合、書類が不足している場合等に、連絡及び来所を依頼することがあります。

◎支給

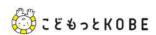
認定された場合は、決定通知が届いた月の翌月以降の支払い月に、<u>申請月の翌月分</u>からの手当が支給されます。

支払は年6回で、奇数月に前月までの2か月分を指定口座に振り込みます。

支払日は通常11日ですが、土・日・祝日に当たる場合は直前の金融機関営業日となります。

対象月	支払予定日	
3月分 ~ 4月分	5月10日(金)	
5月分 ~ 6月分	7月11日(木)	
7月分 ~ 8月分	9月11日(水)	
9月分 ~10月分	11月11日(月)	
11月分 ~12月分	1月10日(金)	
1月分 ~ 2月分	3月11日(火)	





5. 受給開始後の手続きについて

児童扶養手当の支給を受けた方は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければなりません。【児童扶養手当法 第2条第2項】 また、その状況を確認するために、以下の手続きが毎年必要となります。

- ・受付はお住まいの区の区役所・北須磨支所の児童扶養手当担当窓口です。
- 必ず受給資格者ご本人が来所して手続きしてください。

◎毎年8月に必ず提出……現況届

現況届は、引き続き手当を受給する資格があるかどうかを審査し、受給資格を更 新するために、受給資格者全員(所得制限限度額超過等により支給停止の場合を含む)に必ず提出していただく書類です。

必要な書類を送りますので、<u>8月末日までに、添付書類や証書とともに提出して</u>ください。代理人による受付はできません。

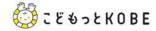
- Q. 忘れた時はどうなるの?
- A. 期限までに現況届を提出されない場合は、手当の支給が遅れることや、支払を差し止めることがあります。 また、3年間提出しなければ受給資格がなくなります。

◎原則毎年8月に提出…………一部支給停止適用除外事由届

手当の支給開始月の初日から起算して5年、または支給要件に該当することになった日の属する月の初日から起算して7年を経過した受給資格者は、手当の一部支給停止が適用されます。適用対象者には、毎年6月頃に「一部支給停止適用除外事由届」を送付しますので、次のいずれかの適用除外事由に該当する場合は、事由に応じた必要書類を添えて、現況届提出時に提出してください。

一部支給停止適用除外期間終了日の翌月までに提出が無かった場合、手当が約半 分に減額されます。

- 就労している場合
- 求職活動などの自立を図るための活動をしている場合
- ・身体または精神に障害がある場合
- 負傷または疾病などにより就業することが困難である場合
- ・監護する児童または親族が障害・負傷・疾病・要介護状態などで介護する必要が あるため就労することが困難である場合



次のようなときは、**必ずお住まいの区の区役所・北須磨支所** の児童扶養手当担当への届出が必要です。

◎所得の高い親兄弟等と同居・別居 することになったとき等…………支給停止関係届

次のような場合は支給額が変わることがあります。

- ・所得制限限度額より所得の高い扶養義務者と同居または別居することになったと き(支給額の増減は、同居または別居することになった翌月分から反映)
- ・受給資格者や同居の扶養義務者等の所得申告の内容に修正があったとき (支給額の増減は、<u>修正された所得によって算定される年度分</u>に反映(遡及あり))

◎児童が増えたとき…………………額改定請求届(増額)

支給額は、請求があった月の翌月分から変わります。

◎児童が減ったとき………………額改定届(減額)

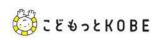
支給額は、<u>児童数が減った月の翌月分から</u>変わります。届出をしないまま手当を受給していると、児童数が減った月の翌月分からの過払分(受け取りすぎた手当)を返還していただくことになります。

※児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日(政令で定める中度以上の障害の状態にある場合は20歳)に到達するときは手続き不要

◎結婚や事実婚をしたとき等、 手当を受ける資格がなくなったとき……資格喪失届

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなります。

- ・受給資格者が婚姻したとき(事実婚を含む)※受給資格者が父または母の場合
- 受給資格者が児童を監護または養育しなくなったとき(児童の婚姻等)
- ・受給資格者または児童が死亡したとき
- 受給資格者または児童が日本国内に住所がなくなったとき
- ・児童が父と同居するようになったとき ※受給資格者が母または養育者の場合
- ・児童が母と同居するようになったとき ※受給資格者が父の場合
- ・児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く)等に入所したとき
- 児童を遺棄していた父または母から連絡等があったとき
- 拘禁されていた父または母が出所したとき
- その他手当を受ける資格がなくなったとき
- 手当を辞退したいとき



◎住所が変わったとき………………………………住所変更届

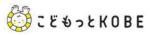
- ・市内での住所変更の場合 新しい住所地の区の区役所・北須磨支所の児童扶養手当担当に届け出てください。
- ・市外にお引越しされる場合 元の住所地の区の区役所・北須磨支所の児童扶養手当担当に届け出たあと、<u>新しい</u> 住所地の担当課にも必ず届け出てください。
- ・市外から神戸市にお引越しされてきた場合 新しい住所地の区の区役所・北須磨支所の児童扶養手当担当に届け出てください。
- ◎受給資格者や児童の氏名が変わったとき……・氏名変更届
- ◎振込金融機関を変えるとき…………支払金融機関変更届
- ○受給資格者や児童が公的年金等を受給するようになったとき、 金額がかわったとき……公的年金給付等受給状況届 届出が遅れた場合は、手当を返還していただくことがあります。
- ◎お住まいの区の区役所・北須磨支所の児童扶養手当担当から お知らせがあったとき

有期認定(認定期間の期限が定められている)の対象となっている受給資格者には、必要な書類等についてお知らせしますので、<u>期限までに必要な書類を提出</u>してください。

期限までに提出されない場合は、手当の支給が遅れることや、差し止めとなることがあります。

必要な書類は手続きによって異なります ので、詳しくは、事前にお住まいの区の 区役所・北須磨支所の児童扶養手当担当 にご確認ください。





6. ご注意

婚姻等で受給資格がなくなる場合や、養育している児童数の変更等により手当額が 変わる場合は、すぐに届出をしてください。届出をしないまま受給していた場合、受 給資格のない期間に受け取った手当全額を一括返還していただくことになりますので、 十分ご注意ください。

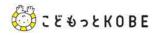
- Q. 入籍していないので届け出なくてもいい?
- A. 婚姻には「戸籍上の婚姻関係」だけでなく<u>「事実上婚姻関係と同様の状態にある場合(事実婚)」</u>も含みます。同居はもちろんのこと、頻繁に定期的な訪問があり、かつ定期的に生計費の補助を受けている場合は、事実婚となりますのですみやかに届け出てください。

上記のほか、

- 受給資格者や児童が妊娠した・相手が妊娠した
- ・親兄弟以外の異性と住所が同じになる
- ・住民票上の住所と実際の居住地が異なる
- ・扶養義務者等と同居するようになる
- ・受給資格者や児童が公的年金等を申請することになる

などの生活状況の変化があれば、別途審査が必要です。すみやかにお住まいの区の区 役所・北須磨支所の児童扶養手当担当にご相談ください。

- ・偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた場合、児童扶養手当法に基づき、受け取った手当を返還していただくことや、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ・適正な支給を行うため、プライバシーに立ち入らざるを得ない場合があります。個人情報の保護は厳守しておりますので、質問や調査へのご理解ご協力をお願いします。



問い合わせ先							
東灘区役所 児童扶養手	当担当 〒658-8570) 東灘区住吉東町 5-2-1	☎ 078-841-4131				
灘区役所 児童扶養手	当担当 〒657-8570) 灘区桜口町 4-2-1	☎ 078−806−8616				
中央区役所 児童扶養手	当担当 〒651-8570) 中央区東町 115	☎ 078−335−7511				
兵庫区役所 児童扶養手	当担当 〒652-8570) 兵庫区荒田町 1-21-1	☎ 078-511-2111				
長田区役所 児童扶養手	当担当 〒653-8570	長田区北町 3-4-3	☎ 078-579-2311				
須磨区役所 児童扶養手	当担当 〒654-8570) 須磨区大黒町 4-1-1	☎ 078−731−4341				
垂水区役所 児童扶養手	当担当 〒655-8570) 垂水区日向 1-5-1	☎ 078-708-5151				
北区役所 児童扶養手	当担当 〒651-1195	5 北区鈴蘭台北町 1-9-1	☎ 078-593-1111				
北神区役所 児童扶養手	当担当 〒651-1302	2 北区藤原台中町 1-2-1 (北神中央ビル 4 階)	क 078-981-7005				
西区役所 児童扶養手	当担当 〒651-2295	5 西区糀台 5-4-1	☎ 078−940−9501				
	〒654-0154	須磨区中落合 2-2-5					
 北須磨支所 児童扶養手:	자 日 자	(名谷センタービル5階)	23 078-793-1415				
北次佑文川 光里沃食士	※2024 年 8 /	月 13 日(火曜)移転予定	※移転後も変更なし				
	〒654-0154	須磨区中落合 2-2-6					

●神戸市の児童扶養手当の情報は、神戸市ホームページからもご確認いただけます。

神戸市 児童扶養手当

給 索

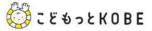


●児童扶養手当の一般的な質問(制度の概要・手当支給日など)については、神戸市 総合コールセンターでもお答えしています。

電話番号:078-333-330(年中無休、8:00~21:00)

FAX: 078-333-3314







2024年4月発行 編集・発行 神戸市 〒650-8570 中央区加納町6丁目 5-1







